

国立大学法人京都工芸繊維大学公的研究費の不正使用防止に関する基本方針について

令和2年7月30日

最高管理責任者決定

最終改正 令和3年12月1日

本学は、公的研究費等の不正使用を防止するため、公的研究費等の適正な運営・管理に係る基本方針を次のとおり定める。

1. 不正防止対策に当たって、教職員等の取るべき行動を明確にする。
2. 不正防止対策に当たって、不正防止対策の実施責任の所在を明確にする。
3. 不正防止対策に当たって、競争的研究費等の運営および管理ならびにそれらに必要となるルールに関する教職員等へのコンプライアンス教育の実施体制を示す。
4. 不正防止対策の実態を把握し、検証する体制を示す。
5. 不正使用が判明した場合に、当該者に厳正な処分を行うと共に、不正使用を行った要因を把握し、再発防止へ向けた対策を講じるための具体的行動を明確にする。